

平成十九年九月二十日提出
質問第三二二号

北方領土におけるロシアの実効支配強化に関する再質問主意書

提出者 鈴木宗男

北方領土におけるロシアの実効支配強化に関する再質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一六八第九号）を踏まえ、再質問する。

一 「前回答弁書」では、「北方領土において、ロシアが発給するビザを受けて、北朝鮮をはじめとする外国人労働者が北方領土に入り、国後島古釜布の裁判所の建設現場で働いているとの報道が二〇〇七年九月二日の新聞でなされているが、右記事の内容は事実か。」との問に対して、「お尋ねの事実関係については、現時点で、外務省として確認するに至っていない。」との答弁がなされているが、外務省はロシアが発給するビザを受けた外国人労働者が北方領土に入域している事態について、その後事実確認をするに至ったか。まだであるのならば、その理由を明らかにされたい。

二 「前回答弁書」では、一の事態についての新聞社の取材に対し、「そのような話は確認されていない」との回答を行った外務省職員の官職氏名について、「外務省欧州局ロシア課の職員が回答したものである。」との答弁がなされているが、前回の質問主意書ではその職員の官職氏名を問うているところ、右回答を行った外務省欧州局ロシア課の職員の官職氏名を明らかにするよう再度質問する。

三 「前回答弁書」では、一の事態を把握すべく外務省は何らかの調査を行ったかとの質問に対し、「外務

省よりロシア連邦外務省に対し、事実関係の確認を求めるとともに、北方領土問題に関する我が国の立場の申入れ等を行った」との答弁がなされているが、外務省よりロシア連邦外務省に対して事実関係を求めた日にち、場所、及び日本側の誰からロシア側の誰に対して事実関係の確認を求めたのか、明確な説明を求める。

右質問する。